

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉設置変更許可申請〔H T T R（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕の概要について

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 小口 正範

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

(3) 変更の内容

平成2年11月22日付け2安（原規）第659号をもってH T T R原子炉施設の設置の許可を受け、これまでに設置変更許可等を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の原子炉設置許可申請書のうち、H T T R原子炉施設に関する次の記載の一部を変更する。

5. 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

(4) 変更の理由

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈において準用する実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正等に伴い、H T T R原子炉施設における基準地震動に、震源を特定せず策定する地震動として標準応答スペクトルを考慮した地震動を追加し、関連する記載事項の一部を変更する。